

平成 22 年度 八戸市埋蔵文化財発掘作業員登録案内

八戸市教育委員会文化財課では、平成 22 年度に実施する埋蔵文化財発掘作業に従事する発掘作業員を次の通り募集します。発掘作業員を希望する場合には、あらかじめ登録が必要です。

(ただし、登録者全員が採用されるとは限りません。)

●募集職種

埋蔵文化財発掘作業員

●登録要件

申込日現在満 18 歳以上であること。

●登録方法

「八戸市発掘作業員登録申込書」(文化財課にて配布)又は「八戸市臨時職員登録申込書」(人事課にて配布)、又は市販の履歴書に記入し、八戸市教育委員会文化財課に持参してください。

*登録書には、下記のことを必ず明記してください。

◎交通手段の有無(自家用車・自転車・公共交通機関・送迎等)

◎発掘調査経験、測量・土木・建築等の業務経験

◎日中連絡の取れる電話番号(採用の連絡は原則として電話にて行います)

●登録申込受付

案内開始より随時

●登録有効期間

受付した日から平成 22 年度末迄とします。

なお、返却希望がない場合は、登録有効期間終了後、廃棄処分とします。

*登録を取り下げの場合には、文化財課までご連絡ください。

●勤務条件(平成 22 年度予定)

①勤務地：八戸市内の発掘調査現場

②雇用期間：発掘調査現場によって異なります。

③勤務日：月曜日～金曜日(土日、祝祭日、年末年始、あらかじめ定めた日を除く)

ただし、1ヶ月につき15日以下とする。

*天候や調査の工程により、作業が休みになる場合があります。

④勤務時間：午前8時45分～午後4時45分(現場によって異なる場合があります) 実働7時間

⑤賃金：日5,817円(時間単価：831円 八戸市臨時職員技能労務職単価に基づく)

⑥保険：労災保険が適用されます。

⑦その他：交通費の支給・現場への送迎はありません。

●賃金支払方法

月末又は作業終了日[※] 翌月 15 日支払
口座振替（八戸市内に支店のある銀行・信用金庫・信用組合・農協に限る）

●選考方法

書類審査・面接審査

●採用までの流れ

- ① 登録書申込書の受理
- ② 登録者への面接日時の通知
- ③ 書類審査・面接による選考を行い、採用者を決定
- ④ 採用者に連絡

***平成22年度の1回目の選考（多数の採用）の登録の締め切りは平成22年2月26日（文化財課必着）です。**

*面接による選考を行っても連絡がない場合は、採用者ではなく、補欠者となっています。欠員や緊急の調査が発生した場合に採用となる可能性があります。

*1回目の選考の面接実施以降の登録者に関しては、欠員や緊急の調査が発生した場合に、面接による選考後、採用となる可能性があります。

●注意点

*発掘調査は屋外での土木作業です。

作業に支障を及ぼすような疾患等がある場合は、登録をお断りする場合があります。

*地方公務員法第16条に該当する人は登録できません。

- ・成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・八戸市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

*この登録は八戸市人事課で受付している「臨時職員」の登録とは異なります。

「臨時職員」を希望される方は、八戸市人事課へ登録書を提出してください。

*その他不明な点は、教育委員会文化財課文化財グループまでお問合せください。

問合せ先

031-8686 八戸市内丸一丁目1-1

八戸市教育委員会 文化財課 文化財グループ

0178-43-9465（直通）

0178-43-2111（内線458）